資料３－１

草津あんしんいきいきプラン第８期計画の策定について

１．計画の概要

○　本計画は、高齢者が安心していきいきと暮らすことのできる地域づくりを目指し、団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、介護等の需要が急増すると見込まれる 2025 年（令和 7 年）、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）に向けて、中長期的観点のもとで本市における「地域包括ケアシステム」の整備に向けた道筋を示すための計画です。

○　本市の高齢者福祉計画および介護保険事業計画として一体的に策定するものであり、現行の「草津あんしんいきいきプラン第７期計画」を引き継ぐものです。

※　高齢者福祉計画は、すべての高齢者を対象に、高齢者福祉、高齢者の権利擁護および自立生活の支援などに関して定める計画。

※　介護保険事業計画は、介護および介護予防サービスや地域支援事業など、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して定める計画。

○　本計画は「第５次草津市総合計画」および「草津市健幸都市基本計画」を上位計画とするものであり、「草津市地域福祉計画」、「健康くさつ 21」およびその他の各種関連計画と調和のとれた計画とします。

草津あんしんいきいきプランと他計画との関係

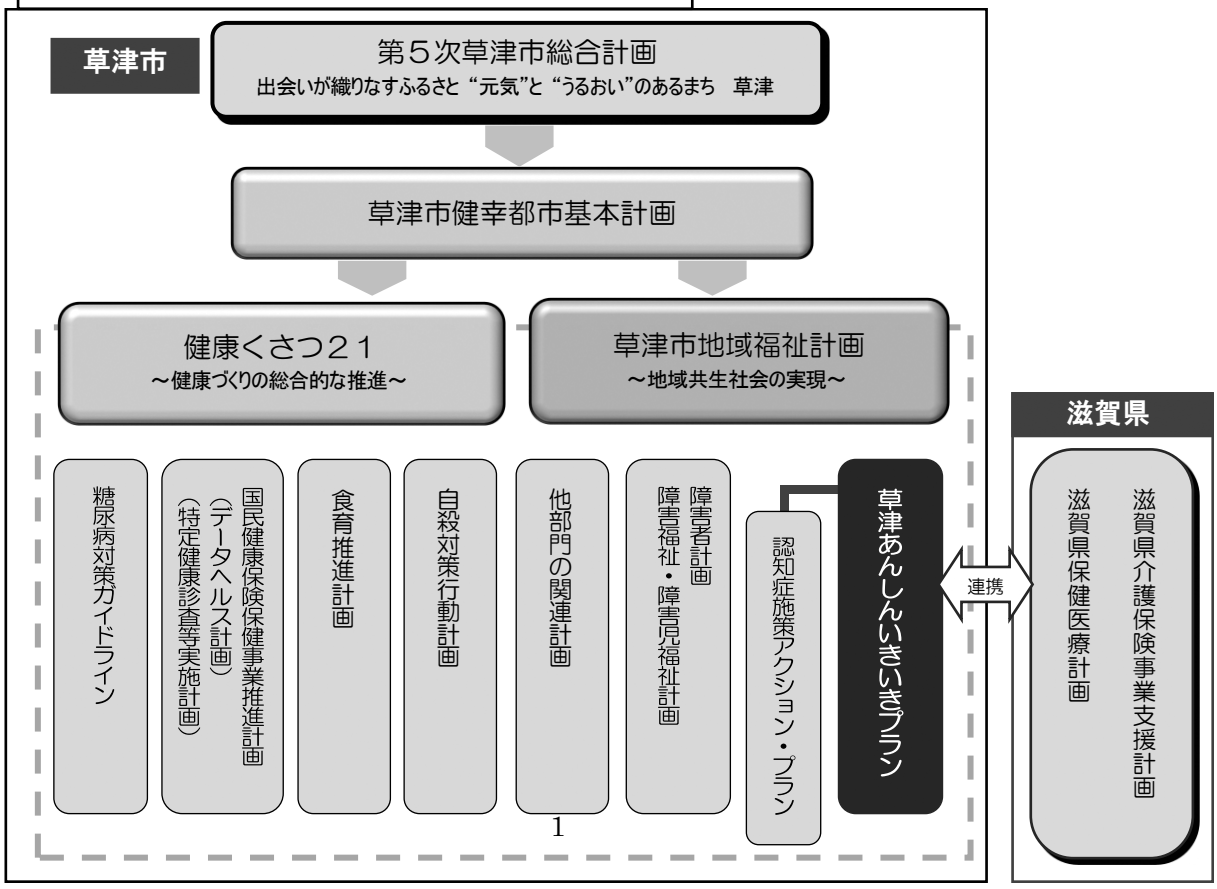

２．法的根拠

○　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8

○　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条

３．計画期間

○　令和 3 年～令和 5 年度（３ヵ年）

○　2025（令和 7）年度及び 2040（令和 22）年度の地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、関係者との議論のもと、2025(令和 7)年及び 2040（令和 22）年を見据えた第 8 期計画の位置づけを明らかにし、第 8 期計画において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要です。

平成24～26年	平成27～29年	平成30～32年	令和3～5年	令和6～8年
第 5 期計画（2012～2014）	第 6 期計画（2015～2017）	第 7 期計画（2018～2020）	第 8 期計画（2021～2023）	第 9 期計画（2024～2026）
	2025、2040 年を見据えた計画			

４．策定体制

① 計画策定委員会について

学識経験者や保健医療関係者、介護・福祉関係者、公募による被保険者代表等の参画による「草津市あんしんいきいきプラン委員会」を設置し、審議します。

名称	担任事務	定数
草津市あんしんいきいきプラン委員会	草津市介護保険事業計画および草津市高齢者保健福祉計画の策定および推進に関し必要な事項について調査審議に関する事務	20 人以内

② 高齢者等の現状を把握するための実態調査について

調査名	調査目的	対象者等
草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること、また、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。	要介護１～５以外の高齢者：5,500 人
草津市在宅介護実態調査	「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。	在宅で生活している要支援・要介護者：610 人

在宅生活改善調査	「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。	市内小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所：44 事業所
居所変更実態調査	過去 1 年間の新規入居･退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。	市内地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所 ：12 事業所
介護人材実態調査	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討する。	市内地域密着型サービス事業所：44 事業所

③ パブリックコメントの実施について

計画の策定に際しては、事前に計画（案）を公開し、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見の収集を行い、計画へ反映します。

※　令和 2 年 12 月中旬～令和 3 年 1 月中旬の間に実施予定。

5．日常生活圏域について

○　介護保険事業計画では、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、市内を日常の生活圏域に分け、介護サービス量などを見込むことになります。

○　日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設等の整備状況などを勘案し、定めることになります。

○　このことから、本市においては、従前計画からの「小学校区を最小単位の生活基盤とした上で、高齢者保健福祉施策の取り組みの継続・発展の観点から、中規模である中学校区（６学区）を日常生活圏域とする」との考え方を踏襲し、第 8 期計画においても中学校区を日常生活圏域とします。

【日常生活圏域（中学校区）】
高穂・草津・老上・玉川・松原・新堂

６．草津市の介護保険を取り巻く状況について（資料３－２参照）

○　国勢調査や住民基本台帳から見ると、本市の高齢者人口、高齢化率ともに上昇が続いています。また、本市においても 70 歳代前半や 40 歳代の人口が多く、2025 年（団塊の世代が全て 75 歳以上になる）、2040 年（団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上になる）を見据えた取組が必要です。

○　介護保険の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、認定率は国や滋賀県と比較すると低い数値となっています。しかしながら、認定率の大小に大きな影響を及ぼす第 1 号被保険者の性別・年齢別人口構成の影響を除外した調整済み認定率をみると、国や県よりわずかに高い認定率となっています。

○　介護保険サービスの利用件数は、増加傾向にあり居宅サービスの利用割合が最も高くなっています。また、介護給付費も増加傾向にあり、令和元年度では、平成 12 年度の約 4.5 倍となっています。

○　高齢者の通いの場である地域サロンやいきいき百歳体操には、平成 30 年度で約 4,600 人の方が参加されています。男女別でみると、男性 26%、女性 73%と女性の参加率が高くなっています。また、後期高齢者の参加が多い傾向にあります。

７．国の基本指針について（資料３－３参照）

○　介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）を定めることとされています。（現在の基本指針は、平成 30 年３月 13 日厚生労働省告示第 57 号）

○　市町村は、この基本指針に即して、３年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインとなっています。

○　現行の基本指針では、第６期計画（平成 27 年度～29 年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられており、2025 年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築していくこととされています。

○　第 8 期（令和 3 年度～5 年度）においては、第 7 期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第 8 期計画に位置付けることが求められています。

８．第８期草津あんしんいきいきプラン策定スケジュールについて（資料３－４参照）